

吹田市障害者グループホーム運営事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者グループホームでの生活を望む障害者の処遇の向上及び社会的自立の促進を図るため、本市の区域内において障害者グループホームの運営事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、障害者グループホーム運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「障害者グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、法第36条第1項の規定により共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は当該指定を受ける見込みのある者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法第19条第1項の規定により本市が介護給付費等の支給決定をした障害者（以下「本市支給決定者」という。）を入居者の10分の6以上入居させる住居であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 共同生活援助を行う事業
- (2) 障害者グループホームの開設に伴う家屋の改修工事又は設備工事を行う事業

(補助種別等)

第5条 補助種別、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した障害者グループホーム運営事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地、電話番号及び代表者氏名（以下「名称等」という。）
- (2) 交付申請額及びその補助種別

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- (2) 入居者名簿
- (3) 第4条第2号の事業にあつては、以下の書類

ア 理由書

イ 工事見積書

ウ 実施施設の増改築又はスプリンクラーの設置に係る平面図

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは障害者グループホーム運営事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないときとは障害者グループホーム運営事業補助金交付申請却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した障害者グループホーム運営事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 請求者の名称等

(2) 交付請求額及びその補助種別並びに振込先預金口座

(交付)

第9条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、概算払いにより速やかに補助金を交付するものとする。

(変更交付の申請等)

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、入居者の退去を除き、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した障害者グループホーム運営事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に第6条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、既に交付決定を受けている障害者グループホームにおける住居の追加については、第6条の手続きによるものとする。

(1) 申請者の名称等

(2) 変更交付申請額及びその補助種別

(3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、障害者グループホーム運営事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。この場合においては、第7条後段の規定を準用する。

3 第8条の規定は、前項の規定による通知を受けた補助事業者の交付の請求について準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該年度の補助対象事業完了後、速やかに障害者グループ

ホーム運営事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2号の補助対象事業を実施した補助事業者は、事業完了後の翌年度及び翌々年度において、3月時点の入居者の状況を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、障害者グループホーム運営事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

なお、入居者の退去等により補助対象経費の変更があった場合の補助金の額は、当初の交付決定額を上限とする。

（精算）

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額に満たないときは、当該不足額を交付するものとし、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは期限を定めて当該超える額を返還させるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 第16条又は第17条後段の規定に違反したとき。
- (5) 第4条第2号の補助対象事業を実施した補助事業者にあつては、補助対象事業の完了後、翌々年度3月までの間に、本市支給決定者の入居率が10分の6未満となったとき。
- (6) その他この要領に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（帳簿の整備等）

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を

当該年度の補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 別表1の補助種別のうち、重度障害者受入補助については、令和6年4月1日以降に施工したものを対象とする。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助種別	補助対象経費	補助基本額	補助金の額
施設整備費補助	障害者グループホームの開設に伴う家屋の改修工事及び設備工事に要した経費並びに障害者グループホームの開始前 2 か月分の家屋の賃借料（共益費を含む。）及び礼金（家賃 1 か月分を限度とする）等家屋の賃借に係る初期経費（保証金的性格の預け金を除く。）	1 住居につき、入居者 1 人当たり 500,000円を乗じて得た額。ただし、3,500,000円を限度とする。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に 4 分の 3 を乗じて得た額
スプリンクラー設置費補助	障害者グループホームの開設に伴うスプリンクラーの設置工事に要した経費	1 住居につき、3,000,000円。ただし、施設整備費補助の補助基本額と合わせて5,000,000円を限度とする。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に 4 分の 3 を乗じて得た額
重度障害者受入補助	重度の障害者を対象とした障害者グループホームの開設に伴う、障害特性に対応するために行う工事に要した経費	1 住居につき、1,800,000円。ただし、スプリンクラー設置に係る経費は除く。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に 4 分の 3 を乗じて得た額
施設借上費補助	障害者グループホームとして使用する家屋に係る賃借料（共益費を含む。）	月額220,000円に賃借期間の月数を乗じて得た額	補助対象経費又は補助基本額のいずれか少ない額に本市支給決定者の入居割合及び 2 分の 1 を乗じて得た額

看護職員配置費補助	障害者グループホームにおける看護職員の配置に必要な人件費	月額375,000円に常勤換算方法で算定した看護職員の配置人数を乗じて得た額に配置月数を乗じて得た額	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額
-----------	------------------------------	--	--

備考

- 1 補助種別ごとの補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 施設整備費補助、スプリンクラー設置費補助及び重度障害者受入補助の申請について、次の各号に掲げるものは補助の対象としない。
 - (1) 家屋の改修工事又は設備工事を伴わない場合
 - (2) 既存の建物を移転する目的で障害者グループホームを開設する場合であって、移転後に現在の定員を超えないとき。
 - (3) 国から障害者グループホームの開設に係る施設整備費補助又はスプリンクラー設置費補助と同種の補助金を受ける場合
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居を開設する場合
- 3 次の各号に掲げる者が障害者グループホームに入居している場合は、施設借上費補助の補助対象経費の支出額から当該各号に定める額を控除するものとする。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する住宅扶助を受けている者 当該住宅扶助に係る額
 - (2) 法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費を受給している者 当該特定障害者特別給付費の額
 - (3) 他市が介護給付費等の支給決定をした障害者（以下「他市支給決定者」という。）について、本補助制度と同種の補助を受けている場合の補助金額
- 4 看護職員配置費補助の対象となる障害者グループホームは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第15の1の6に規定する重度障害者支援加算の要件を満たす障害者グループホームのうち、別表2の医療的ケアを必要とする者が入居する障害者グループホームとする。

- 5 看護職員配置費補助の対象となる看護職員の配置人数の上限は、次の各号に掲げる入居者（医療的ケアを必要とする者に限る。）の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
- (1) 4人未満 1人
 - (2) 4人以上7人未満 2人
 - (3) 7人以上 3人
- 6 この表において「常勤換算方法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第16号に規定する常勤換算方法をいう。なお、常勤換算については休憩時間を含まない勤務時間で算出するものとする。
- 7 報酬告示別表第15に規定する看護職員配置等に係る加算を受ける場合は、看護職員配置費補助の補助対象経費の支出額から当該加算の額を控除するものとする。
- 8 この表において「重度の障害者」とは、障害支援区分5又は6の知的障害者等、別表2による医療的ケアを必要とする者、強度行動障害を有する者とする。

別表2（備考4、8関係）

医療的ケア一覧

①人工呼吸器の管理	②気管切開の管理	③鼻咽頭エアウェイ
④酸素療法	⑤吸引	⑥ネブライザーの管理
⑦経管栄養	⑧中心静脈カテーテルの管理	⑨皮下注射
⑩血糖測定	⑪継続的な透析	⑫導尿
⑬排便管理	⑭痙攣時の処置	

強度行動障害行動関連項目

①コミュニケーション	②説明の理解	③大声奇声をだす
④異食行動	⑤多動・行動停止	⑥不安定な行動
⑦自傷	⑧他傷	⑨不適切な行為
⑩突発的な行動	⑪過食・反すう等	⑫てんかん

様式第1号（第6条第1項関係）

吹田市障害者グループホーム運営事業補助金交付申請書

年 月 日

吹田市長宛

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話 ()

年度分障害者グループホーム運営事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

内訳

補助種別	金額（円）
合計	

※1 添付書類

- (1) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- (2) 入居者名簿
- (3) その他 ()

※2 施設整備費補助、スプリンクラー設置費補助、重度障害者受入補助については以下の書類を添付

- (4) 理由書
- (5) 工事見積書及び実施施設の増改築又はスプリンクラーの設置に係る平面図

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

㊟

吹田市障害者グループホーム運営事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度分障害者グループホーム運営事業補助金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

内訳

補助種別	金額（円）
合計	

2 交付の条件

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておくこと。
- (3) 補助金を交付目的以外に使用しないこと。

様式第3号（第8条関係）

吹田市障害者グループホーム運営事業補助金交付請求書

年 月 日

吹田市長宛

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話 ()

年 月 日付け 吹 第 号で交付決定を受けた 年度分障害者グループホーム運営事業補助金について、下記のとおり交付の請求をします。

記

1 交付請求額 金 円

内訳

補助種別	交付決定額(円)
合計	

2 振込先

金融機関名	銀行	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金
支店名	支店		<input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

様式第4号（第10条第1項関係）

吹田市障害者グループホーム運営事業補助金変更交付申請書

年 月 日

吹田市長宛

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話 ()

下記のとおり、障害者グループホーム運営事業補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円

内訳

補助種別	交付決定額 (円)	変更交付申請額 (円)	増減額 (円)
合計			

2 変更を必要とする理由（具体的に）

※ 添付書類

要綱第6条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるもの

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

㊟

吹田市障害者グループホーム運営事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度分障害者グループホーム運営事業補助金について、下記のとおり変更交付決定しましたので通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円

内訳

補助種別	金額（円）
合計	

2 交付の条件

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておくこと。
- (3) 補助金を交付目的以外に使用しないこと。

様式第6号（第11条関係）

吹田市障害者グループホーム運営事業実績報告書

年 月 日

吹田市長宛

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話 ()

年 月 日付け 吹 第 号で補助金の交付決定・変更交付決定のあった 年度分障害者グループホーム運営事業の実績について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) その他 ()

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

㊟

吹田市障害者グループホーム運営事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度分障害者グループホーム
運営事業補助金について、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

内訳

補 助 種 別	金 額 (円)
合 計	